

## 条例の総則的部分（理念部分）の検討事項について

### ○前文

- ・ そもそも前文を設けるか。

#### ※ 「前文」とは

法令の各本条の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べた文章。その法令の制定の理念を強調して宣明する必要がある場合に置かれることが多い。前文の内容から直接法的効果が生ずるものではないが、各本条とともに、その法令の一部を構成するものであり、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有する。

法制執務研究会『新訂 ワークブック法制執務 第2版』（ぎょうせい、平成30年）

- ・ 前文を設ける場合、どのようなことを盛り込むか。  
→ 「条例の方向性の検討」の「条例制定の目的をどう考えるか」の議論で出たような事項を盛り込んでいくこととなるか。

### ○目的

- ・ 「条例の方向性の検討」の「条例制定の目的をどう考えるか」の議論で出たような出た事項について、どの程度盛り込むか。どこに主眼を置くか。
- ・ 「三重の森林づくり条例」とのリンクは、この部分で表現することとなるか。  
→ 前文や基本理念部分で表現することもあり得る。

### ○定義

- ・ どのような用語について定義するか。  
→ 今後、検討会での調査・検討が進んでから決めていくこととなるか。
- ・ 条例の対象（「県産材」など）についてどう定義するか。  
→ 「条例の方向性の検討」の「条例の対象をどう考えるか」の議論をどう集約するか。

### ○基本理念

- ・ 基本理念として、どのようなことを盛り込むのか。  
→ 「条例の方向性の検討」の「条例制定の目的をどう考えるか」の議論で出たような事項を盛り込んでいくこととなるか。

## ○責務・役割

- ・ 「県の責務・役割」として、どのようなことを規定するか。  
→ 他県の条例では、施策の総合的かつ計画的な策定・実施、関係主体との連携協力などを定める場合が多い。
- ・ 「県民（等）の責務・役割」として、どのようなことを規定するか。  
→ 他県の条例では、県産材の積極的な利用や県の施策への協力などを定める場合が多い。
- ・ 「関係事業者（林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者など）の責務・役割」として、どのようなことを規定するか。また、「関係事業者」として一括して規定するか、それぞれの主体によって規定を書き分けるか。主体ごとに書き分ける場合、「川上」及び「川中」に関係する主体の役割・責務についても規定するか。  
→ 主体ごとに責務・役割を書き分けている他県の条例では、主体ごとの特性に応じた県産材利用促進に係る役割・責務（例えば、木材産業事業者であれば、県産材の有効利用及び安定供給など）、県の施策への協力などを定める場合が多い。
- ・ 「市町」について責務・役割規定を設けるか。設ける場合、県と市町の対等な関係に鑑み、どのような規定とするか。  
→ 「市町の責務（役割）」とするか、あるいは、「市町に対する支援」又は「市町に対する協力」とするか。
- ・ 「県」、「県民（等）」、「関係事業者」、「市町」以外の主体の責務・役割規定を設けるか。  
→ 例えば、「森林所有者」や「森林組合」の責務・役割規定を設ける必要はあるか。また、公共施設等のうち学校施設を重視するのであれば、「教育関係者」の責務・役割規定を設けるといふことも考えられる。

## ○理念の実現を担保するための規定

- ・ 理念の実現を担保するための規定を設けるか。設ける場合、どのような規定を設けるか。  
→ 他県の条例を参考にすると、理念の実現を担保するための規定としては、1) 計画・指針の策定、2) 推進体制の整備、3) 施策の実施状況の公表、4) 財政上の措置といったことが考えられる。  
※ 「計画・指針の策定」を規定する場合、その計画・指針としては、新たな計画・指針を設けるのではなく、既存の「三重の森林づくり基本計画」や「みえ公共建築物等木材利用方針」を位置付けるということも考えられる。